

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第5号
件 名	日米地位協定の改定を求める請願
請 願 者	秦野市鶴巻南4丁目8番（C-306） 文京平和委員会 代表 川 田 正 美
紹 介 議 員	沢 田 けいじ      萬 立 幹 夫
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

在日米軍の兵士や軍属らによる事件・事故は、旧日米安保条約が発効した 1952 年から現在までに全国で 21 万件を超え、死者は 1093 人に達しています。特に沖縄では、米軍への墜落・不時着の際は米兵が現場を封鎖し、物証の持ち去りで日本側は検証が不能となりました。

最近でも 5 月 8 日、米兵の運転する乗用車が、普天間の警備員をはねて死亡させました。この上等兵は米軍側の管理下にあるものの拘束しているかどうかは不明のままです。日米地位協定はこうした場合、起訴までは米側が身柄を拘束すると規定しています。よって事故の全容は明らかにされぬままです。

日米地位協定の弊害は検疫の不備にも及んでいます。先に政府は、新型コロナウイルスの感染拡大の因果関係が在日米軍にあることを認めました。基地周辺自治体での感染者は急増しており、沖縄、山口、広島三県は「まん延防止等重点措置」を政府に要請しました。在日米軍基地でのゆるい防疫態勢がこのような市中感染の拡大を招いており、その根本要因は日本の検疫を阻む日米地位協定の存在にあります。

さらに、近年の有害性汚水の流出では立ち入り調査ができないなど、住民の安全安心が脅かされ続けています。

このように日米地位協定では、軍用機の低空飛行、立ち入り権不可、刑事裁判の特権など、国内法が適用されません。そこで 2018 年 7 月 27 日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を採択しました。この中には「協定を見直し、航空法や環境法令など国内法を適用させること、事件・事故時の自治体職員の立入の保障を明記すること」が盛り込まれています。この提言以降、各地の自治体議会では、協定の改定を求める意見書採択の取り組みが広がっており、抜本的な改定を要求しています。

日米地位協定の改定は、日本国民の命、安全、人権を守るために必要であり、一刻も早く実現すべき課題です。区議会におかれては、これを命と暮らしの問題として受け止め、下記請願を採択され、政府・関係省庁に対して要望書を提出されるよう要請いたします。

## 請願事項

- 1 日米地位協定の抜本的改定を国に求めること